

山陽小野田市水道局水道工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領

平成 1 7 年 3 月 2 2 日
山陽小野田市水道局内規第 1 3 号

1 趣旨

この要領は、山陽小野田市水道局が発注する建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事並びに建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務及び補償コンサルタントに関する業務（以下「水道工事等」という。）の適正な執行を確保するため、入札参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

2 指名停止

- (1) 水道事業管理者は、有資格業者が別表第 1 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。
- (2) 水道事業管理者が指名停止を行ったときは、水道工事等の工事請負契約等のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならないものとする。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 下請負人及び共同企業体に対する指名停止

- (1) 水道事業管理者は、2 の(1)の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (2) 水道事業管理者は、2 の(1)の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- (3) 水道事業管理者は、2 の(1)又は 3 の(1)若しくは(2)の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

4 指名停止期間の特例

- (1) 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。
- (2) 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヶ月に満たないときはこの限りではない。
 - 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第1第9号から第22号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヶ年を経過するまでの間に、同表第9号から第22号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- (3) 水道事業管理者は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、(1)及び(2)並びに別表各号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（5の(1)に該当する場合にあっては、別表第1第12号及び14号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。
- (4) 水道事業管理者は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、(1)及び別表各号の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- (5) 水道事業管理者は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、(1)から(4)まで及び別表各号に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- (6) 水道事業管理者は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

5 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例

水道事業管理者は、2の(1)の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（4の(2)の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第1第12号又は第14号に該当したときは、それぞれ当

該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間。

- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第1第12号又は第13号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（(1)の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間。
- (3) 山陽小野田市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売入札妨害をいう。以下同じ。）又は談合（同条第2項の規定による談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第1第14号又は第15号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（(1)の規定に該当することとなった場合は除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に1カ月加算した期間。

6 指名停止事案の発生報告

水道工事等の主管課長は、有資格業者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めるときは、指名停止事案の発生報告について（別記様式第1）により水道事業管理者に報告するものとする。

7 指名停止の決定及び通知

- (1) 水道事業管理者は、2若しくは3の規定により指名停止を行ったときは、関係機関に対して指名停止通知について（別記様式第2）により、当該有資格業者に対して指名停止通知書（別記様式第3）により遅滞なく通知するものとする。
- (2) 水道事業管理者は、4の(5)の規定により指名停止の期間を変更し、又は4の(6)の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者及び関係機関に対してそれぞれ指名停止期間の変更通知について（別記様式第4）又は指名停止の解除通知について（別記様式第5）により遅滞なく通知するものとする。
- (3) (1)及び(2)に規定する場合において、水道事業管理者が通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。
- (4) 水道事業管理者は、(1)の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が水道局が発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

8 随意契約の相手方の制限

指名停止の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方としてはならないものとする。ただし、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13

第1項第2号、第5号及び第6号に規定する場合は、あらかじめ水道事業管理者の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

9 下請等の禁止

指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約に係る水道工事等の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

10 指名停止に至らない事由に関する措置

水道事業管理者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面による警告又は注意の喚起を行うことができる。

11 その他

- (1) この要領に定めのない事由について必要がある場合には、山陽小野田市水道局請負業者指名選考委員会に諮り決定するものとする。
- (2) 指名停止を行った場合は、指名停止措置の概要（別記様式第6）により公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

内規第13号

別表第1 措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 水道工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内
(過失による粗雑工事) 2 水道工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。 3 水道工事等以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、水道工事等の施工に当たり、契約に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 水道工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 水道工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定した日から 2週間以上4ヶ月以内 当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

内規第 13 号

別表第 1 措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 9 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、山陽小野田市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。 10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が山陽小野田市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時水道工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 11 次の(1)から(3)までに掲げる者が、山陽小野田市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで 公訴を知った日から 8ヶ月以上24ヶ月以内 6ヶ月以上18ヶ月以内 4ヶ月以上12ヶ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 2ヶ月以上4ヶ月以内
(独占禁止法違反行為) 12 水道工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 13 一般工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6ヶ月以上24ヶ月以内 当該認定をした日から 2ヶ月以上24ヶ月以内
(競売入札妨害又は談合) 14 水道工事等に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 15 一般工事に関し、役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上24ヶ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上24ヶ月以内

内規第 13 号

別表第 1 措置基準

措 置 要 件	期 間
(暴力団排除) 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 21 水道工事等を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。 22 水道工事等を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	当該認定をした日から 12 カ月以上 24 カ月以内 当該認定をした日から 6 ヶ月以上 24 ヶ月以内 当該認定をした日から 4 カ月以上 12 カ月以内 当該認定をした日から 4 カ月以上 12 カ月以内 当該認定をした日から 4 カ月以上 12 カ月以内 当該認定をした日から 4 カ月以上 12 カ月以内

内規第 13 号

別表第 1 措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
23 水道工事等に関し、建設業法の規定に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
24 一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
(契約締結拒否)	
25 水道工事等の請負契約において、落札したにもかかわらず、正当な理由なく、契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3ヶ月以上9ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
26 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
(私的行為による法令違反)	
27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は、禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

内規第13号
様式第1

〇〇 年（ 年） 月 日

山陽小野田市水道事業管理者
水道局長 様

〇 〇 課 長

指名停止事案の発生報告について

このことについて、有資資格業者が指名停止等措置要領に定める措置要件に該当するものと認められるので、下記のとおり報告します。

記

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
事 案 発 生 年 月 日	〇〇 年 月 日
事 案 の 概 要	
指名停止該当条項	
部 課 長 の 意 見	

内規第13号
様式第2

山 水 ○ 第 号
○○ 年 (年) 月 日

様

山陽小野田市水道事業管理者
水道局長

指 名 停 止 通 知 に つ い て

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

指 名 停 止 業 者 名	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
指 名 停 止 の 期 間	○○ 年 月 日から ○○ 年 月 日まで
指 名 停 止 の 理 由	

内規第 13 号
様式第 3

山 水 ○ 第 号
○○ 年 (年) 月 日

様

山陽小野田市水道事業管理者
水道局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が(の) ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はこちらの事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②(今後は係る事態が生ずることのないよう十分注意すると共に、今後の改善措置の詳細について報告されたい。)

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、要領 7 の (4) の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

内規第13号
様式第4

山水○第 号
○○ 年（ 年） 月 日

様

山陽小野田市水道事業管理者
水道局長

指名停止期間の変更通知について

○○ 年 月 日付け山水○第 号で指名停止を行ったこのことについては、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

従前の指名停止の期間	○○ 年 月 日から
	○○ 年 月 日まで
変更後の指名停止の期間	○○ 年 月 日から
	○○ 年 月 日まで
変 更 の 理 由	

内規第13号
様式第5

山 水 ○ 第 号
〇〇 年 (年) 月 日

様

山陽小野田市水道事業管理者
水道局長

指名停止の解除通知について

〇〇 年 月 日付け山水○第 号で指名停止を行ったこのこと
については、〇〇 年 月 日付けで当該指名停止を解除したので通知します。

内規第13号

様式第6

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

(1) 商号又は名称

(2) 代表者氏名

(3) 住 所

2 指名停止措置期間

〇〇 年 月 日～〇〇 年 月 日 (ヶ月間)

3 事 案 の 概 要

4 指名停止措置理由

(指名停止等措置要領別表第1)

措 置 要 件	期 間

問い合わせ先

山陽小野田市水道局総務課 TEL0836-83-4111 FAX0836-83-4597

内規第13号
様式第7

〇〇 年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者
水道局長 殿

山陽小野田市水道局請負業者指名
選考委員会
会長

山陽小野田市水道局請負業者指名選考委員会の結果について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 開 催 日 ○○ 年 月 日 () 時から～ 時まで
2 場 所 水道局会議室
3 出 席 委 員

4	関	係	職	員
5	事		務	局
6	審	議	内	容

(1) ○○ 年 月 日付山水○第 号により、要請のあった指名停止
 案件の発生報告について審議した結果

1) ○○○○○○に対しては、水道局が発注した○○○○○○○○○工事の施工に当たり、○○○○○○○○○したと認められるので指名停止措置期間要領に基づき指名停止を行うものとする。

2) 停止期間については、手直し工事が施工され完成も確認されていること、および発注者側の監督責任も考えられることを勘案し、〇〇 年 月 日から〇〇 年 月 日までの〇ヶ月間とする。

3) 発注者側の監督責任については、以下の関係職員に対し、口頭による厳重注意とする。

〇〇課長	〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇課長補佐	〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇課〇〇係長	〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇課担当職員	〇〇〇〇〇〇〇〇

(2) その他

山陽小野田市水道局公正入札調査委員会の設置について要綱等を確認の
うへ、〇〇 年 月 日までに意見を水道局総務係まで提出すること。
意見のない場合は認められたものとする。

内規第13号

様式第8

顛末書

工 事 名 称

工 期 ○○ 年 月 日から○○ 年 月 日まで

請 負 業 者

請 負 代 金

円

現 場 代 理 人

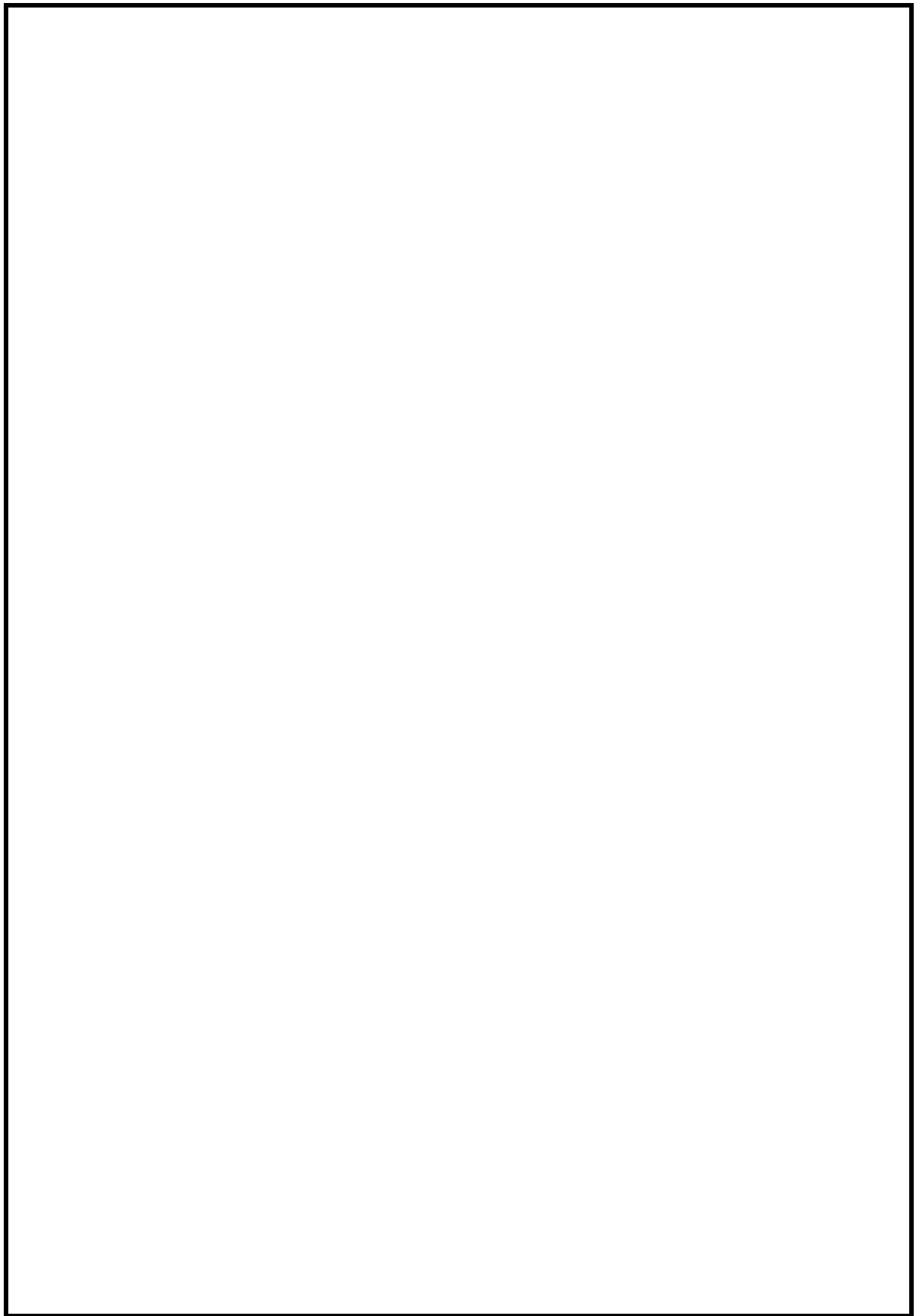
主 任 技 術 者

工事完成補償人

監 督 員

工 事 の 概 要

1 経過



内規第13号

別表 措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 水道工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内
(過失による粗雑工事) 2 水道工事等の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) 3 水道工事等以外の工事(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、水道工事等の施工に当たり、契約に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 水道工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 水道工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定した日から 2週間以上4ヶ月以内 当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

内規第 13 号

別表第 1 措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 9 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、山陽小野田市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。 10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が山陽小野田市の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 (1) 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） (3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 11 次の(1)から(3)までに掲げる者が、山陽小野田市の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで 公訴を知った日から 8ヶ月以上 24ヶ月以内 6ヶ月以上 18ヶ月以内 4ヶ月以上 12ヶ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上 9ヶ月以内 2ヶ月以上 6ヶ月以内 2ヶ月以上 4ヶ月以内
(独占禁止法違反行為) 12 水道工事等に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 13 一般工事に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6ヶ月以上 24ヶ月以内 当該認定をした日から 2ヶ月以上 12ヶ月以内
(競売入札妨害又は談合) 14 水道工事等に関し、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 15 一般工事に関し、役員等又は使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6ヶ月以上 24ヶ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上 18ヶ月以内

内規第 13 号

別表第 1 措置基準

措 置 要 件	期 間
(暴力団排除) 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。 18 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 21 水道工事等を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。 22 水道工事等を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	当該認定をした日から 12 カ月以上 24 カ月以内 当該認定をした日から 6 ヶ月以上 24 ヶ月以内 当該認定をした日から 4 カ月以上 12 カ月以内 当該認定をした日から 4 カ月以上 12 カ月以内 当該認定をした日から 4 カ月以上 12 カ月以内 当該認定をした日から 4 カ月以上 12 カ月以内

内規第 13 号

別表第 1 措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
23 水道工事等に関し、建設業法の規定に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内
24 一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
(契約締結拒否)	
25 水道工事等の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3ヶ月以上9ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
26 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
(私的行為による法令違反)	
27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は、禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、水道工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内